

第 4 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 7 年 3 月 2 7 日 (木)		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 4 時 0 0 分 閉会時刻 1 4 時 4 0 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	仁 科 康		
	江 原 雅 江		
	大 原 あかね		
	難 波 弘 志		
	沼 本 浩 彰		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	加 藤 圭 二
参 事	島 田 旭	次 長	湯 地 嘉 隆
参 事	松 尾 真 治	副参事	倉 本 英 明
部 長	根 岸 正 治	次 長	丸 野 善 嗣
参 事	渡 邊 直 樹	課長代理	武 内 栄 治
部 長	森 茂 治		
副参事	橋 本 忠 明		
副参事	石 部 圭 一		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第14号	代理の承認を求めることについて（市費職員の人事異動について）
		議案第15号	代理の承認を求めることについて（令和6年度末倉敷市立高等学
			校教職員（管理職）人事異動の内申について）
		議案第16号	倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について
		議案第17号	倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について
		議案第18号	倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に
			関する規程の改正について
		議案第19号	倉敷市教育委員会公印規則の改正について
		議案第20号	倉敷市立幼稚園園則の改正について
		議案第21号	倉敷市伝統的建造物群保存等事務連絡会議規程の改正について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
	別紙のとおり		
9	傍聴の状況	公開	傍聴人 1名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁 科 康	
	委 員	難 波 弘 志	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

このたびの教育委員会は、対面による会議方式及び Zoom による Web 会議方式の併用により開催しますので、よろしくお願いします。

まず、2月13日開催の教育委員会議事録についてですが、各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 2月13日の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、2月13日の議事録を承認することとします。

前回3月13日の会議録につきましては、恐れ入りますが、次回以降の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の議案のうち、第15号「代理の承認を求めることについて(令和6年度末倉敷市立高等学校教職員(管理職)人事異動の内申について)」は、倉敷市教育委員会会議規則第13条に基づき、非公開で最後に審議することとし、そのほかは公開としてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ありがとうございます。

ご異議ないようですので、議案第15号は非公開にて最後に審議することとし、そのほかは公開とすることに決定いたしました。

本日の傍聴者は1名です。傍聴者は倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍聴してください。

それでは、審議に入ります。議案第14号「代理の承認を求めることについて

（市費職員の人事異動について）」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 当日配付資料 1 ページをご覧ください。

議案第 14 号 代理の承認を求めることについてご説明いたします。

市費職員の人事異動につきましては、教育長の臨時代理により行いましたので、

「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 2 条第 3 項の規定により報告し、

承認をお願いするものでございます。

資料 3 ページをご覧ください。

まず、市全体の令和 7 年度の人事異動でございますが、安全・安心の確保に関連する部門の充実、持続的成長に向けた取組を担当する部門の充実、活力あるまちづくりを担当する部門の充実などを主なポイントとして実施されております。

このうち、「持続的成長に向けた取組を担当する部門の充実」としまして、教育委員会では、市立図書館の移転等への対応の強化を図るため、中央図書館に図書館移転準備室を新設し、兼務 1 名を含む職員 3 名を配置しております。関連する規則の改正については、このあとの議案第 16 号でご説明をいたします。

3 ページの、人事異動概要のうち、上段の表、「1 の教育委員会・事務局関係」では、内部異動、転入・転出、新採用など異動のあった職員総数は、表の最終行の右端のとおり 122 人で、うち 21 人が昇任となっております。参考までに、令和 6 年度の異動職員総数は、112 人でした。

次に、下の表、「2 の学校・幼稚園関係」では、異動のあった職員総数は、

87 人でうち 6 人が昇任でございます。

なお、令和 6 年度の異動職員総数は、62 人でした。

次の 4 ページは、指導主事関係のみを抜き出したものでございます。

また、5 ページからは、課長補佐級以上の異動者の一覧表でございます。

なお、個別の説明は、省略をさせていただけたらと思います。

説明は以上でございます。ご承認のほど、よろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ただいまの説明でご質問等ございましたらお願いいたします。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第14号につきまして可決することにご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第14号は可決することに決定をいたしました。

続きまして議案第16号倉敷市教育委員会行政組織規則の改正についてのご説明を島田参事お願いいたします。

〈島田参事〉 議案第16号 倉敷市教育委員会行政組織規則の改正の説明にあたり、まず、令和7年度の「倉敷市行政組織改正」について、ご説明いたします。

資料の6ページから8ページの関連資料をご覧ください。

教育委員会関係につきましては2件の改正がございますが、昨年12月26日開催の教育委員会会議でご報告いたしました、当初案のとおり確定したもので、8ページの項番（6）「児島学校給食共同調理場」と（7）「図書館移転準備室」が新設となります。

このうち児島学校給食共同調理場につきましては、教育機関にあたることから、法の定めに基づいて、条例で名称と所在地を規定する必要があるため、2月の教育委員会で条例の改正についてご審議をいただき、先日の3月19日に倉敷市議会の議決をいただいたところでございます。

前後いたしますが、資料の1ページをご覧ください。

倉敷市教育委員会行政組織規則の改正につきましては、この組織改正に伴い規定を整備する等のため、行うものでございます。

改正の主な内容は、「児島学校給食共同調理場」、「図書館移転準備室」の追加、また事務分掌として、保健体育課に「学校徴収金に関すること。」を追加

し、新設する図書館移転準備室に生涯学習施設再編整備室の「図書館システムに関すること。」を移管するものです。

施行期日でございますが、「児島学校給食共同調理場」に関する改正につきましては、施設の引渡し予定が令和7年6月末となるため、令和7年7月1日とし、その他の改正につきましては、令和7年4月1日としています。

新旧対照表を3ページから5ページに掲載しています。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございました。組織の改正ということで、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

〈大原委員〉 中央図書館移転準備室というのは、新庁舎の何かの準備室と関係を持ったものになっているのですか。

〈教育長〉 いかがでしょうか。

〈森部長〉 市庁舎の隣に、今準備をしています複合棟ができる予定ですが、今回の図書館の移転準備室の基本的な業務は、その複合棟を作るにあたって、例えば備品であるとか、本であるとかのことを準備をしていくところとなっています。ですので、今年度4階の総務局総務部の中に複合施設を整備するための本庁舎エリア再編整備推進室が新設されたのですが、そこと確かに連携していきます。

それともう1点、新しい複合棟に図書館を整備することに伴いまして、図書館の運営形態をどのようにするのかといったことも検討していこうというふうに考えております。

〈大原委員〉 ありがとうございます。運営形態の決定などには、倉敷市役所全体との連携とかが必要になってくると思うのですが、そういったこの倉敷市役所の中の新庁舎、その中の図書館、移転準備室の位置付けというのはどうなっているのでしょうか。

〈森部長〉 この準備室の位置付ですが、組織的にはここに書いてあるとおり、教育委員会生涯学習部の中の図書館の1部署ということになります。但し、業務の方が図

書館のことだけではなくて、市庁舎隣の複合施設のこともありますので、総務局総務部内に本庁舎エリア再編整備推進室というのを設けております。ここが、どんな建物を作っていくかとか、どんな設計していくかということを検討する部署ですので、そこの連携をしっかりとしないといけないのかなというふうに思っています。

〈大原委員〉 市役所のものの決まり方が分からなくて、何度も質問して申し訳ないのですが、つまり、市役所と教育委員会というのは元々独立しているので、市役所はこうしろといったところを教育委員会が決めなくてはいけないわけではないと思うのです。ただ、共に入る施設なので、お互いが共有をしたりとか、最終的などこかの意思決定に基づいて物事が動いていくと思うのです。そういった時にこの図書館移転準備室の権限と言いますか、そういったところはどんな感じになっているのですか。

〈森 部長〉 権限と言いますか、例えばこれから中央図書館が移転していったら、その設備の内容をどうするかとか、どんな書籍を買っていくかとか、そんなことを決めるとか、そういう意味合いでしょうか。

〈大原委員〉 具体的なことが分からないので、お答えなさる方も答えづらいとは思いますが、面積とかはもう決まっているのですか。

〈森 部長〉 複合棟の中ですと、大まかにはこれくらいでいこうということ、何平米が図書館部分で、あと他に施設が入ってきますので、それはこれくらいでいきましょうということが、基本計画の中に記載してあります。

〈大原委員〉 その時には、この面積だったら書庫の部分が狭いとかというような時にどう決まるのか。例えば、全館に一つのシステムを入れる時に図書館としてはこういうシステムの方がいいけど、全館的にはこういうシステムがいいとか、またそういった図書館も、県内の図書館との連携を考えるのと自治体との連携を考えるのといろいろあると思うのです。そういった意味では、一つの建物の中に違う組織が入って決めていくってすごく難しいだろうなと思っていて、前提に立

っていたのでいわゆる権限、決める最終的な決定権とか、そういうふうなところのやりくりを調整する部門にここが入っているのか。もちろん、連携はして意見は聞いていたりするんですけど、そういったところがどうなのかなというところが気になりました。

〈森 部長〉 確かに教育委員会とは別の組織ですので、どちらが決めるのかなというのは、権限のうちで決めないといけないことだと思いますが、それぞれやはり話し合いで連携をしていって決めていこうと考えています。ですので、例えば今申し上げた本庁舎エリア再編整備推進室の職員が生涯学習部との併任になっていたり、教育委員会の職員が本庁舎エリア再編整備推進室と併任になっていたりということになっていますので、そこはしっかり話し合いをしながら決めていこうと思っています。

〈大原委員〉 分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉 他にございませんか。

それではお諮りをさせていただきます。

議案第16号につきまして可決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〈各 委 員〉 ありません。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第16号は可決することに決定をいたしました。続きまして議案第17号倉敷市教育委員会職務権限規定の改正についての説明を島田参事お願いします。

〈島田参事〉 当日配付資料11ページをお願いします。

議案第17号「倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について」説明をいたします。この議案は、需用費及び備品購入費のうち、その他の物品の調達契約締結について、その専決権の金額を変更することにより物品調達の迅速化を図るため、規程の改正をお願いするものです。またあわせて、行政組織の改正に伴い規定を整備する等のため改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、13ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず、需用費のうち、その他の物品の調達契約の締結について、所属長の専決できる金額を、5万円から10万円に引き上げ、また、備品購入費のその他の備品についても5万円から10万円に引き上げるものです。

16ページからの別表第3をご覧ください。10万円に引き上げるこの取り扱い、「別表第3」に記載する、中央図書館や美術館などの教育機関についても、同様に変更するものです。

また、行政組織の改正に伴い、教育委員会に2件の組織が新設されるため、先ほどの議案第16号でご承認をいただいた、児島学校給食共同調理場及び図書館移転準備室について、その職務権限に係る規定を整理するものでございます。その他、15ページからの別表第2となりますが、職務権限事項として、教育企画総務課には、新たに導入される育児短時間勤務制度を、保健体育課には、学校徴収金に係る事務処理を加えております。

施行期日は、令和7年4月1日でございますが、児島学校給食共同調理場に係る改正規定については、施設の引渡し予定が令和7年6月末となるため、令和7年7月1日としています。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いいたします。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 それではお諮りをさせていただきます。

議案第17号につきまして可決することにご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので議案第17号は可決することに決定をいたしました。

続きまして議案第18号倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規定の改正についてのご説明を島田参事お願いいたします。

〈島田参事〉 当日配布資料の23ページをお願いします。

議案第18号 倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に

関する規程の改正についてご説明いたします。

この議案は、倉敷市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の改正に伴う、引用条項の規定の整備と、行政組織の改正に伴う規定の整備を行うため、改正をお願いするものでございます。改正の内容でございますが、24ページからの新旧対照表をご覧ください。

育児短時間勤務制度を新たに導入することに伴い、「倉敷市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」が改正されますので、これを受け、第1条で引用する条項の、条ずれを解消するものでございます。

また、行政組織の改正により、中央図書館に新設する「図書館移転準備室」を別表の区分の欄に加えるものです。施行期日は、令和7年4月1日としております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問はございませんでしょうか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第18号につきまして可決することにご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第18号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第19号 倉敷市教育委員会公印規則の改正についてのご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 資料の9ページをお願いします。

議案第19号「倉敷市教育委員会公印規則の改正について」ご説明いたします。

この議案は、児島学校給食共同調理場の新設や市立玉島高等学校の閉校、連島東幼稚園を連島西浦幼稚園に統合することなどに伴いまして、必要となる公印の個数等の規定を整理するため、規則の改正をお願いするものでございます。新旧対照表を10ページに掲載しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。何かご質問ございましたらお願いいたします。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 それではお諮りします。議案第19号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第19号は可決することに決定いたしました。続きまして、議案第20号「倉敷市立幼稚園園則の改正について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 資料の11ページをお願いします。

議案第20号「倉敷市立幼稚園園則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、令和7年度から「倉敷市立連島東幼稚園」を「倉敷市立連島西浦幼稚園」に統合し、名称を「倉敷市立連島幼稚園」とすること、現在休園中の「倉敷市立呉妹幼稚園」を「倉敷市立箭田幼稚園」に統合すること、「倉敷市立万寿東幼稚園」及び「倉敷市立郷内幼稚園」において3歳児保育及び預かり保育を実施することに伴い、規則を改正するものです。

施行日は、令和7年4月1日からでございます。13ページからは新旧対照表でございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問はございませんでしょうか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第20号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第20号は可決することに決定いたしました。続きまして、議案第21号 倉敷市伝統的建造物群保存等 事務連絡会議規程の

改正についてのご説明を、森部長、お願いします。

〈森 部長〉 資料の 15 ページをお願いいたします。

議案第 21 号 倉敷市伝統的建造物群保存等事務連絡会議規程の改正について
ご説明させていただきます。

まず、この規程の改正理由ですが、このページの提案理由に記載のとおり、行政組織改正に伴い規定を整備するものでございます。

次に改正内容についてですが、16 ページの新旧対照表をご覧ください。

この度の倉敷市行政組織改正の中には、「環境リサイクル局」を「環境局」に改称する変更がございました。7 ページの項目「3」もご参照ください。その改称に伴い、別表にある該当箇所を「環境リサイクル局」から「環境局」に変更するもので、あわせて「下水計画課長」を現在の「下水経営計画課長」に改めるものでございます。

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございませんでしょうか。

〈各 委員〉 ありません。

〈教育長〉 それではお諮りします。議案第 21 号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各 委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第 21 号は可決することに決定いたしました。
議案の方は以上です。

本日は報告事項がございません。以上で非公開案件を除く議題は終了しました。

これから議案第 15 号を非公開で行いますので、関係者以外の方は、一旦ご退席いただきますが、非公開案件の審議終了後、再度の集合をお願いいたします。

集合後は、全員でその他の部分について行い、終了という運びにしたいと思います。それでは、関係者以外の方は、一旦ご退席ください。

(再開)

〈教育長〉 本日予定していました議題はすべて終了しました。事務局から他に何かございますか。

〈島田参事〉 令和7年度教育行政重点施策案についてでございますが、このたび、重点施策案を作成をいたしました。

倉敷市教育大綱、倉敷市教育振興基本計画に基づき、令和7年度の教育委員会の主要事業及び、特に力を入れて取り組むべき事業を取りまとめたものでございます。

この冊子を後程お渡しをさせていただければと思っておりますが、この重点施策案につきましては、4月3日の教育委員会会議におきましてご審議をいただきたいと思っておりますので、ご一読いただけますようお願いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 次回までに目を通していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。他にございませんか。

〈事務局〉 ございません。

〈教育長〉 委員の皆様方の方から何かございませんでしょうか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 それでは、これをもちまして教育委員会は閉会とさせていただきます。